

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 南海トラフを震源とする連動型巨大地震の被害想定及び防災対策推進検討会議の最終報告の指摘等を踏まえ、早急に抜本的な地震・津波防災対策を策定するとともに、この巨大地震対策に関して、財政措置を含めた巨大地震対策特別措置法（仮称）を制定すること。

また、東南海・南海防災対策推進地域など、著しい地震災害が生ずる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定や関係法令の整備を行うこと。

さらに、日本海側の地震・津波の被害想定についても早急に明らかにし、総合的な対策を講じること。

- (2) 未確認断層の調査を含む地震調査研究及び津波調査研究を積極的に進めるとともに、地域防災計画の見直し及び津波の浸水予測を含む被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、自治体における防災体制の確立に対して積極的な支援を行うこと。また、見直しにより新たに必要となった防災対策に十分な財政措置を講じること。

- (3) GPSによる沿岸部の潮位観測体制を充実させ、潮位情報の一元的な収集・公開や、地上系回線の途絶を考慮した衛星系回線の利用等による通信体制の二重化を図る等、災害時の有用性に配慮した観測体制及びシステム全体の強化・拡充を図ること。

また、津波避難タワーをはじめ、避難路・避難案内板・海拔表示板・蓄電機能を備えた避難誘導灯など津波避難施設・設備及び、庁舎等の防災拠点施設に対して、住民が避難することに重点を置いた財政措置等を講じるとともに、防災拠点施設への新・省エネルギー機器の導入のための財政措置を講じること。

さらに、企業や住宅、避難所、庁舎・病院等の各種防災拠点施設等の高台あるいは内陸移転に係る土地利用の規制緩和など、地域の実情を考慮して柔軟に対応するとともに、財政措置の拡充・強化を図ること。

- (4) 防災拠点となる庁舎等の耐震化・老朽化対策等を強力に推進するため、庁舎、

社会教育施設や地域コミュニティ施設等の公共施設の耐震改修及び建て替えに対する、工事費の補助単価の引き上げや学校施設耐震化事業と同様な国庫補助制度の創設、緊急防災・減災事業債の発行及び償還に対する交付税措置を継続するなど財政措置の拡充を図ること。併せて、非構造部材の落下防止対策についても財政措置の対象とすること。

(5) 民間建築物の耐震化を促進するため、現行制度における補助要件の緩和及び耐震改修費用に対する財政支援策の拡充を図ること。

(6) 緊急輸送・避難機能確保のため、未整備又は脆弱な海岸・河川堤防・耐震岸壁や浮棧橋の整備、河床の浚渫等の河川・海岸・港湾防災対策を促進するとともに、津波の浸水後における強制排水設備の整備等の津波対策を推進すること。

また、臨海工業地域の民有護岸等について、老朽化した護岸の耐震・津波防護機能を確保するため、公的支援等を講じるとともに、液状化対策を含めた防災対策を強化するため、財政支援等を図ること。

(7) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進めるとともに、被害が発生した場合の住宅修繕への財政支援や、公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。

(8) 東日本大震災を教訓に首都直下地震による被害を想定し、総合的な対策を講じること。

また、首都直下地震災害等が発生した場合の首都機能のバックアップについて具体化に向けた検討の推進と、検討結果の速やかな実施を図ること。

2. 防災対策の充実強化について

(1) 広域的な大規模災害に迅速・的確に対処できるよう、国の危機管理組織体制を整備し、国と自治体及び関係機関の緊密な連携により被災地を早急かつ効果的に支援できる体制を構築するとともに、「基幹的広域防災拠点」を全地域に早急に整備すること。

(2) 災害対策全般に関する情報を市町村へ速やかに伝達するシステムを整備するとともに、防災行政無線のデジタル化や戸別受信機等の設置・入れ替えなど情報伝達システムの整備の推進、財政措置の拡充を図ること。また、携帯端末等へのエリアワンセグ防災放送網の構築への財政措置を講じる等、情報伝達手段の多重化に向けた施策の推進を図ること。

(3) 地域の防災力を強化するため、災害時に必要なマンパワーの充実、危機管理部

門の強化を図る人材や防災リーダー育成支援、防災訓練実施、避難路のルート調査、ハザード・防災マップ作成及び防災教育等のソフト事業に対して財政措置を講じるとともに、適切な支援を行うこと。特に、防災教育については、地域の歴史や伝承等を踏まえ避難訓練に生かすとともに、自治体等が取り組む避難訓練をはじめとした防災・減災力の強化に対する支援制度を創設すること。

また、自主防災会が行う防災対策事業（防災用備品・備蓄食料品等の購入費、防災訓練事業費）に要する経費について、地方自治体が十分な支援を行えるよう、国は財政措置を講じること。

(4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材の購入及び備蓄倉庫の整備に要する経費について、必要な財政措置を講じること。また、安定した燃料の確保が図られるよう、燃料備蓄関連設備を整備すること。

(5) 富士山火山防災対策については、火山灰や融雪型火山泥流などの更なる分析、避難の実際的運用、火山情報の共有化、関係機関の連携のあり方などの調査・研究、防災対策についての検討を継続すること。また、東海地震と同様、火山情報に応じた高速自動車国道活用の防災体制や避難路・輸送路対策の整備を早急に行うこと。

(6) 竜巻など局地的な自然災害においても、現行の被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和など、弾力的な運用を可能とする制度改正を行うこと。

また、竜巻等の突風の監視・予測技術の高度化、予想情報の公表、住民の避難手段等について必要な措置を講じるとともに、関係機関が連携し竜巻被害の調査・分析を実施し、被害対応モデルの高度化を図ること。

(7) 帰宅困難者への対策として、休憩場所の確保や事業所の社会的責務を明確化し、広域的な視点で帰宅困難者が混乱なく安全に帰宅できる手順等を制定・周知するとともに、財政措置を拡充すること。

(8) 大規模災害発生時の被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの基礎自治体間の支援に係る役割や国の財政負担など広域的な被災地支援の枠組みを早期に構築し、法律において明確に位置づけること。

(9) 緊急防災・減災事業について、平成 25 年度以降も継続するとともに、事業費を増額し、割落としがかからないように措置すること。

また、市町村が必要に応じて取り組む防災対策事業に対する財政措置を拡充すること。

3. 復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 豪雨及び豪雪等自然災害において、市町村が負担した復旧復興事業に必要な経費については、対象事業の拡大、特別交付税による全額措置若しくは、被災地の実態を踏まえた算定方法の見直しを行うなどの財政措置を拡充すること。
また、単独災害復旧事業債、小災害復旧事業債の元利償還金にかかる交付税措置については、補助災害復旧事業債と同等の取扱いとすること。
- (2) 避難者情報の他市町村との共有について、全国避難者情報システムや国民保護法に基づく安否情報システムにLGWANを活用し、住民基本台帳ネットワーク情報を基とした全国統一の電算システムを国の責任において構築すること。
- (3) 被災証明書及び被災証明書の発行については、標準化を図り、迅速な発行が可能となるようにすること。
- (4) 被災者生活再建支援法について、自然災害における住家の被害認定基準を災害の被害の実態に見合うよう、被害認定基準等に係る指針を見直すとともに、浸水被害を支援の対象に加えるほか、財政措置を拡充すること。
- (5) 東日本大震災の被災者への特例措置同様に償還免除要件の拡大など、災害援護資金貸付制度については、借受人の困窮状態あるいは所在不明等、実情に応じた減免の適用、償還期限の延長等、弾力的な取り扱いができるようにすること。
- (6) 東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。
- (7) 災害発生時に速やかに供給でき、また、災害後の地域の雇用確保という側面からも、地域材、地元の製材所、及び工務店等を活用した、木造の応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための体制づくりを行うこと。

4. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化に対する財政措置を拡充するとともに、高速道路等の長大なトンネルに設けられた無線基地局や消防救急無線通信補助設備のデジタル化を道路管理者等が行うよう必要な措置を講じること。
- (2) 従来型の救急自動車、耐震性貯水槽、消防団通信施設など消防施設・設備等の整備による常備消防・非常備消防の機能強化・消防広域化に対する財政措置を拡充すること。